

石川県奥能登高等学校魅力化推進業務委託仕様書

1 目的

奥能登地域の高等学校に高校と地域をつなぐ「復興探究コーディネーター」を配置し、復興に向けた探究活動の充実等を通じて、奥能登の高等学校の魅力化を図る。

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 復興探究コーディネーターの配置等

- ① 復興探究コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は2名とする。
- ② 受託者は、石川県教育委員会と連携の上、以下に留意し、「コーディネーター」の募集・選考を行うこと。
 - ・選考にあたっては、一次選考及び二次選考を行い、一次選考は書類選考、二次選考は個別面接により、応募者の適格や活動遂行能力等を判断すること。
 - ・募集に際して、応募者に交通費、宿泊費等の金銭を給付しないこと。
- ③ 「コーディネーター」の業務内容は以下のとおりとする。

ア 担当校

「コーディネーター」は、次の5校を担当するものとする。

県立穴水高等学校、県立能登高等学校、県立門前高等学校、県立輪島高等学校、
県立飯田高等学校

イ 業務内容等

- ・担当校の教職員と協力し、教育課程をふまえ、生徒のフィールドワーク、地域活動、社会体験、外部講師による講演会等の学習機会を提供するための企画立案や関係機関等との調整を行う。
- ・担当校の所在及び周辺市町の行政機関・事業者等の地域のニーズの把握に努め、探究活動に活用できる地域の人的・物的資源の掘り起こしを行うとともに、学校と地域との協働体制を構築する。
- ・地域内外の復興イベントへの参加や他地域の被災した高校生との交流など、地域内外の交流活動の企画立案や関係機関等との調整等を行う。
- ・探究活動の充実や地域連携を推進するための情報収集・提案・調整等を行う。
- ・奥能登5校で探究活動に関するネットワークを形成し、協力・支援体制の構築を行う。
- ・その他、高校の魅力化に資する企画・提案を行うとともに、実施に係る調整等を行う。

(2) 「コーディネーター」の業務支援

- ・受託者が有する知見や人的ネットワーク等の資源を動員し、「コーディネーター」が行う業務の支援や管理を組織的に行うこと。
- ・研修の実施等により、「コーディネーター」の業務に関する知識・能力の向上を図ること。

(3) 業務実施計画等

- ・委託業務の実施にあたり、石川県教育委員会と相談の上、当該委託業務の実施計画及びスケジュールを提出すること。
- ・「コーディネーター」の業務に係る月報（任意様式）を毎月作成し、当該業務月の翌月10日までに石川県教育委員会に提出する。
- ・石川県教育委員会の求めに応じて、事業の進捗状況を報告するとともに、必要に応じて、協議するものとする。
- ・その他、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、石川県教育委員会と協議の上、実施する。

4 「コーディネーター」の活動経費等

本委託事業に係る「コーディネーター」の活動経費は、以下の経費を対象とする。

なお、対象経費に該当するか疑義が生じる場合は、石川県教育委員会と協議すること。

- ① 報償費（期末手当等の各種手当を含む）
- ② 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）
- ③ 住居費（「コーディネーター」が居住する住居に係る経費に限る）
- ④ 車両に係る経費（車両借り上げ代、燃料代等）
- ⑤ 旅費（活動に係る移動、出張等）
- ⑥ 消耗品費（ただし、高額の物品を購入する場合は、石川県教育委員会と協議する）
- ⑦ 使用料（パソコン・タブレット借り上げ料、活動に係るリース料等）
- ⑧ 関係者間の調整や意見交換会、活動報告会等に係る経費
- ⑨ 研修に係る経費（セミナーや研修会への参加費、外部アドバイザーの招聘費等）
- ⑩ その他、「コーディネーター」の活動に必要な経費

5 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実施計画書

当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載したものを、初回打合せ以降、速やかに提出すること。

(2) 実績報告書

- ① 本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。
- ② 実績報告書については、併せて電子媒体でも提出すること。
- ③ 実績報告書の提出は、委託業務を完了したときの翌日から起算して10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い時期までに提出すること。

6 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙２「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、石川県教育委員会に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、石川県教育委員会は、コンテンツの維持又は石川県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項

石川県教育委員会から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

8 留意事項

この仕様書は、石川県教育委員会事務局が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

なお、業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ調整する場合がある。

9 その他

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じて、石川県はその責を負わないものとする。

① 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。
 - (3) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
 - (4) 業務の実施にあたっては、石川県教育委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
 - (5) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による石川県教育委員会の同意を得なければならない。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ石川県教育委員会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
 - (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、石川県教育委員会と協議の上、決定するものとする。